

Def, Doc, #2488

Exh, NO

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者 荒木貞夫

目分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供述致シマス



## 一、陸軍大臣就任迄の情況

余は昭和三年（一九二八年）一月以降昭和六年（一九三一年）陸軍大臣就任迄は參謀本部第一部長昭和三年（一九二八年）八月迄陸軍大學校長昭和四年（一九二九年）八月迄熊本第六師團長（昭和六年一九三一年八月迄）及び教育總監部本部長（昭和六年十二月十三日迄）を拜命した。此の勤務中、余は第一次世界大戰中の體驗より得たる戰爭道義觀と我が建軍の本義に鑑み先づプロシヤ軍の型より脱するの必要を認め専ら我陸軍の道義向上を目標として教育にも練成にも力を注いで來た。又當時は内外の政局平穩ならず不安の空氣に充ちて居たが、多くの世論（軍を含む）と其所信を異にし自ら孤立に甘んじ互に抗爭を生じたる幾多の動きに反對し何れにも與せず來た。

教育總監部本部長として東京に着任したのは昭和六年（一九三一年）八月十五日であつた。本部長は教育總監の輔佐役である。

滿洲事變の勃發は新聞と報告によりて承知した。又其の後不擴大方針決定されたので大した存もなからうと考へて居た十月事件の時は偶然陸軍大臣、金谷參謀總長の依囑により鎮め方に任じ其依囑を完ふしたのみで其處分等の事にも周知して居ない。



將校生徒常置委員長は本部長に附屬せる當然の職務で幼年學校及び士官學校の採用試験委員長に過ぎず時局とは全然無關係である。

三、陸軍大臣就任時の模様

余は昭和六年下期に於ては陸軍に於て次官級の最古參者であつたが十二月十三日犬養毅氏より陸軍大臣に就任して貰ひ度いと交渉があつた。そこで余は陸軍の慣例に従ひ陸軍三長官（陸軍大臣參謀總長、教育總監）に此の事を報告し、意見を求めた所三長官一致して御受けせよとの答があつたので受諾する事に成り同日犬養内閣成立と共に陸軍大臣を拜命した。犬養健氏は普通の方法ではなかつた様に證言してゐるが、余には何等左様な事も感じなかつた。當時前任大臣始め他の責任ある人よりも其様な話は聞かなかつた。陸軍大臣に就任の翌日及翌々日南陸軍大臣、杉山陸軍次官及金谷參謀總長より時局の現狀に就いて大要左の如き話を聞いた。

△政府及び陸軍は滿洲事變勃發以來不擴大方針をとり時局の收拾に努力したが、多年極度に悪化してゐた滿洲の情況は頗る複雑で居留民も國軍も今尙非常な危険から脱して居らない。又滿洲の政權は今や機軸を失ひ、有力なる要人も一部は逃亡し一部は各所に獨立割據し純然たる無政府の狀態で統一政權のなき事



B 軍は本来の任務上、權益及び居留民保護を爲さねばならぬと同時に關東軍  
それ自体の危急を防護する爲尙引續き自衛處置をも執らねばならず、若親  
内閣第二次聲明の通り此儘原住地に引返す事は目下の状況では不可能なる  
有様である事

C 錦洲地方に擾亂の根據を有する張學良は隸下部隊の撤去を約束し乍ら、未  
だに實行しない許りか今の所實行の誠意も認められぬ

D 特に錦洲地方は前に我軍が、和平希望のため途中より引返した事を彼等は  
戰勝したと宣傳し、士氣を煽り兵賊の大集團は遼河の線に集中を始め匪賊  
を使喚し遼河を超えて奉天近郊迄も荒してゐるので、我が居留民並に第一  
線部隊は危険である事

E 國際聯盟は未だ十分に事情を了解しないが最近の理事會で調査團が来る事  
になつた。又同時に匪賊及不逞分子討伐權保留の我主張を了解した事  
以上の様な情況で之らの人の綜合意見としては若しこのまゝ、愚圖々々して  
居留民に被害が生じ關東軍が大損害でも受ける様な事があれば戰亂は支那  
全域に波及し國際關係も更に重大化する虞がありとの報告であつた。



## 三、政府の方針決定

そこで余は、犬養總理と會見し前記の情況を報告した總理は政黨總裁の位置にあつたから、自分よりも内外の情勢の容易ならざることを知悉してゐた、そして左の意見を述べられた、

ノ、目衛と不擴大とを根本方針とす依て速かに滿洲の治安を恢復し兵亂を終熄せしむる事

2、相手は治安攪亂の張學良たる事従つて行動の範圍は極めて之を局限し、已むを得ざる時も彼れの支配下の地域を出でざる事、

3、刻下危機に頻してゐる錦州地方は滯滯なく之を救ふ處置を執らねばならぬかも知れぬが、先づ張學良部下軍隊の撤退の實行を促進して禍根を未然に防止する事

4、國際聯盟始め條約問題には外交の努力により十分滿洲の實情を説明して其諒解を求むる事

右總理の意見は閣議によつて決定され犬養内閣の根本方針となつた余は此の決定に従ひ、大藏海軍等關係閣僚と連絡し陸軍の分擔すべき任務に關する準備をなした、而して參謀本部にも此旨を通達して善處方を要望した。

こゝに一言すべきは余の訊問書として檢察側より提出せられたる法廷證一八八及一八七の東四省占領計畫をたてたとする記述は、通譯の不備より生じたる錯誤であつて、全然事實と異なる此の點は後段第二十八條にお



いて一括して述ぶるであらう

又犬養健證人の陳述の總理大臣が企圖せりといふ奉勅命令云々は全然噂にも聞かぬ、又憲法御尊重の陛下が、統帥の輔弼のない撤兵命令を御許しにならぬ位の事は賢明なる犬養氏の充分承知して居た筈である。此の事は更に統帥關係のものによりて立證する。

又檢察側が犬養内閣以後、中華民國の他の部分に對する漸進的擴大政策を採用し支持し繼續したりと起訴狀附屬書A第一節に述べあるも、犬養内閣及齊藤内閣に於て余の在任中新くの如き方針の全然なかりし事は、兩内閣の責任者が屢々公會において言明せし外幾多の證言及び誓證によりて立證せられ又立證するであらう、(別表参照)

四、遼西地區の肅正

錦州地區は前記政府の方針に従ひ外交による無事解決を待つたが、張學良の軍隊は交渉開始以來一ヶ月近くになるも撤退せざるのみか遼河沿岸の匪賊の活動は益々激しくなつたので十二月下旬に至り政府も目衛上遂に遼西地區に蟠居せる匪賊及不逞分子の根據地を掃蕩して居留民の危険を救はねばならぬ事になつたので余は政府の此方針を參謀本部に傳達した。而して二十七日には政府は聲明を發表し事態を明らかにし内外に對し其の苦衷を訴へた。

廿八日參謀本部は朝鮮より師團司令部と共に一旅團の派遣をなし月末主力は行動を開始した。之より先關東軍においても日毎に起る被害に關し



應急の處置をとり、一方張學良軍の撤退を要望して居たが容れられなかつた。然るに兵匪は我斷乎たる行動の開始を知るや學良部下の集團と共に遁走したるを以て翌七年（一九三二年）一月三日室中將の率ゐる兵團は錦州に無血入城し救済の目的を遂げた。爾後軍は専ら外交當局の活躍を待つと共に地方の安寧に任じた、併し一月中に於ても錦西の古賀聯隊の全滅を始め各地方において匪賊の爲に駐留の我が一部の守備兵は被害を受けたが、現地軍は不擴大方針に従ひ、之を忍んで積極行動には出なかつた。



## 五・第一次上海事件

## 陸軍出兵の原因と方針

第一次上海事變は昭和七年一月月中旬中國民衆が我が僱侶の一團を襲撃殺傷したことに端を發し海軍と第十九路軍との間に衝突が起り、海軍並に多數の居留民が危険になつた事から海軍に其の救護、居留民保護及び上海における國際義務遂行上政府に其實情を報告し陸軍の派兵を要求した。政府は形勢の危殆を知り海軍の救護及び居留民現地保護の方針を決定し出兵を陸軍に要求したので參謀總長と協議し政府の方針に従ひ、最少限度の兵力を出兵することになり、參謀總長は上奏御認可を得て出兵の運びとなつた最初の混成一旅團は平時編成のまま、直ちに海軍の要望通り編遂に發して出發させる程情況は危急に迫つて居た。ついで之も動員せざる植田師團を追及せしむることになつた、當時敵兵は五萬と云はれて居た。會は政府の意圖に基き出来る限り圓滿に解決する様に參謀本部及び植田兵團長に要望した。其の結果出動後の師團長の聲明（參謀側文書 三三）となつたが、此の平和解決的希望は却つて敵側に裏切られ作戦の困難を生ずるに至り植田師團は相當苦境に立つた。

中國側は之を大々的に敗戦と宣傳し次いで當面の廣東十九路軍の外南京政府直轄軍も参加せんとする形勢となつた、且つ此の事情は滿洲の治安



擾亂にも影響して、悪化の状況を誘致した。又國際聯盟の我方へなせる提議も徒に中國の氣勢を助長するの結果となり事願容易ならざるに至つて、二萬餘の居留民の安否さへ危殆に類した、かくて當初の我が和平的希望は遂に逆用せられた結果となり、一般に憂慮せしむるに至つた。そこで更に政府よりの事願收拾の要望が出た。之より先陸軍部隊の最元頭が現地に上陸したのは二月八、九日頃で植田師團長は中旬現地に到着したが下旬に入つては以上の危機を生じたのである。

余はこゝにおいて一方參謀本部の作戦上の要望と他方政府の政治的方針に従ひ、作戦と外交との一致の妙を發揮して速かに事願を解決する様參謀本部と相談し詮衡の結果參謀本部作戦課長に小畑敏四郎大佐（久邇宮内閣に國務大臣となりし小畑中將）か起用された、且又出動軍最高司令官には出元外務關係と協調して適時停戦の措置に遺憾なき心構へと才能を有すると認められたる白川大將を推舉する事になり斯くて參謀本部の立案に基き更に二ヶ師團増派の議が閣議にて決定された。

諸準備の後、三月一日未明増援兵團の先頭師團が敵の側背七了口に不意に上陸するや僅かの戦闘を以て敵は先に要求せる二十軒外に退却したので白川最高司令官は三月三日直ちに停戦を令した。中國側は翌四日停戦を發表した。斯の如く作戦の妙により所期の目的を達したので増援兵團



の主力は、尙航海途中にある間に事件は落着した。そこで政府及び軍中央部は外交の活躍と相俟つて速かに將來に對する治安の保證を得て事變を收拾せんと努力し出来るだけの隱忍と讓歩をなし取敢へず、我軍は自發的に三月下旬に至り後方の線に撤收し一師團半の兵團は其の直後内地に歸還せしめた、かくて米英佛伊日華委員の努力により國際的に上海附近の將來の安全確保の案が成り、五月五日、日支兩軍の間の停戰協定は成立した。此時陸軍は協定の條項（第三條及第二附屬書）により尙一部は當分駐留の權利があつたが軍中央部としては中國の主權を尊重し、又駐兵が事端紛糾の禍因となるを避け出兵の目的に鑑み萬難を排し全軍の撤退を斷行し五月下旬には全部撤兵を完了した、當時全軍撤退は尙早なりとの有力なる議論が我國の朝野にあつた。即ち過去滿洲にあつても又上海の當初においても我が方が控へ目にすると忽ち我れ勝てりと中外に宣はするので事情を知らぬ者は欺かれ之れが全般に非常に悪い影響を及ぼしたのであつたので此の説は無理もなかつたが、陸軍は和平を重んじて斷行したのである。併し不幸にして此の全撤兵も一部中國の有識者には感激を與へたが一般には日本軍を輕侮するの原因となり事實滿洲方面にも悪影響を及ぼし禍亂を更に誘致した對華政策の微妙にして政府も軍部も常に憚んだのは實に此點であつたのである。



政府聲明白川軍司令官、植田師團長の布告並に陸軍大臣としての余の撤兵談、議會演說等及幾多の證言は此の事情を明らかにして居る。



## 七 爾賓附近の居留民保護

昭和六年九月三十日、吉林省の省長となりし熙洽(復辟派)の獨立宣言後二ヶ月許りして彼れ熙洽と哈爾濱はあつた丁超、李杜との間に確執が生じ、其のため爾賓附近は不安となつて我居留民の危険は刻々迫つてゐたところ昭和七年(一九三三年)一月熙洽は北伐を始め廿七日より戦斗が開始され、そのため同地居留民は一層危険となつて關東軍に救援を請ひ、同地在住の鮮滿兩國人よりも同様請願頻りであつた其内邦人四名虐殺、鮮人數名拉致されたとの報があり約四千の日本居留民及約二千餘の朝鮮人皆不安に滿たされて居つたので、關東軍は現地偵察の爲、飛行機を送つたが不時着の我將校等は殺害せられた政府は始めは自重して無事解決を願つて居たが愈々事の急なるを聞くに及んで關東軍の同地方の治安維持及居留民の現地保護を認むるに至つた、唯居留民保護と同時に國際關係特に對ソ關係悪化を避くる方針に従ひ參謀總長は軍の行動に必要な指示をなし關東軍の一兵團は苦心の後爾賓郊外に達し無事任務を達成し主力は市内に入るこゝなく問もなく引返した。昭和七年一月三十一日樞府本會議及第六十二議會に於ける芳澤外相の説明及演説は主として此の事情を明にしてゐる

八 滿洲國獨立宣言承認及當時の軍中央部の態度

錦州地方の治安恢復後間もなく一九三二年一月上旬頃板垣關東軍參謀



上京して滿洲の形勢と滿人の獨立運動の狀況及び之に關する本庄關東軍司令官の判断を報告した

之によれば滿洲地方は今や各地方政權夫々獨立を宣言して居り、一步誤れば再び群雄割據の情況となり禍亂の再現する恐れ甚だ多く、他方全滿有力者の間には統合主權者を得て新國家を建設せんとの氣運が高まつて居り、其の氣勢は今や抑へ難く又軍政も布かず寡兵を以て辛じて治安を維持せる關東軍としても此現實を無視しては到底今後の治安の維持も六ヶ敷しき事且つ統合主權者としては滿洲側實力者は皆一致して、溥儀氏を迎へんとするの要望絶對である事、及び之に對する本庄軍司令官の意見としては、其の熱情に任せ強壓等の干渉を爲さず、自然に任すより外なかるべしとの事であつた。余は此の報告を聞き滿洲が獨立宣言より生ずる國際問題を考慮するの要ありと考へたが、兎に角一應其の事情を首相に報告した。首相も略々此の事は承知して居て關東軍の意を通り我國が干渉する限りでないが是等國際問題を研究することとなつた政府は治安第一主義を方針として居たから、其のまま、現地滿人側の意に委する事がよいと云ふ事になつて政府としては之が推移をみる事に決した。其の後現地においては此運動進展し、遂に滿洲有力要人等は二月十八日獨立決議をなし併せて溥儀氏の出馬を請ふ事となつた。斯くて彼等は三月一日には獨立の宣言をなし九日には溥儀氏は執政に就任したのである。



現地における關東軍は新政權の出現に際しては現地治安確保を主とし新政權  
 が宣言せる如く外は國際法規の尊重、内は民意に則り、王道樂土、五族協和  
 の模範的國家の實現により、過去の不祥なる一切を解消し、名實平和郷の出現  
 現に得る操縦に干渉する事なく其成行を監視してゐた。又關東軍は其治安及  
 權を擁護、居留民保護に就て刻々に推移する變化に對應する要があつたので  
 出先軍限りにおいて之に關する必要なる件を新政府との間に話合をしてゐた。  
 之らの要點は報告を得る毎に陸軍中央部は政府に報告し政府は滿洲の實情よ  
 りして現段階にては出先軍の治安維持の任務達成の爲には關東軍司令官の判  
 斷と處置を尊重する以外實際問題としては他に良策がなかつたので暫らく形  
 勢を觀望して居て、余も亦此政府方針に従つて暫らく現地の推移を監視する  
 に止め之が善後處置に慎重を期した。又外務省の見解は「國內の分裂作用で  
 條約上又は國際法上の違法はないといふのであつたが陸軍としては唯主任務  
 たる滿洲の治安と國防について缺陷なからしむる事に萬全の策を講じた。其の  
 の後新政權も遂次確立したので政府も再び滿洲を混亂せしめざる方針に従ひ  
 差支なき範圍において新國家に協力する事となつた。犬養内閣は第六十一議  
 會において此政府方針を議會に報告した。(辯護文書第 號)  
 犬養健氏の證言の犬養首相が特別に萱野氏を派遣して南京政府と交際したと  
 いふ事は知らぬが、よしあつたとしてもそれは、或は全然私的のものであつ



たらうし参謀本部の課長を之れに就いて談合したが、之れが爲其の者を聯隊長に左遷したと、いふは虚構のことである。直接姓名は述べなかつたが、藤田勇の謗言と羅南聯隊長に左遷されたといふことより夫れは重藤大佐であつた。同大佐は藤田勇の謗言の如く、三月及十月事件に關係して居たので、曹軍人事の爲め他の多くの人と共に中央を去つたのである。余は對滿問題について大養首相と幾回もの會見をしたが、兩者の間に意見の阻隔なく余は當初より政府決定の方針に従つて處理し新問題に就いては一々首相と意見の交換を爲し首相の決定通り進めた。又首相は國際問題に就いては檢事の論述したる如く侵略的態度など認められた事はなく關東軍としても本庄大將の遺書及其他の證言にて明なる如く、直に滿洲國の模範的發展を望んで居た以外他意なかつた事は明らかである。



次は滿洲國承認問題であるが、元來承認問題は純然たる國際外交の問題であり、主管は外務省であるから、軍の任務たる治安と新に生ずる國防問題の外は、外務大臣の意見を尊重し、其の處置に任した。玆て滿洲國は其の建國以來日を追ふて内外の論議となり、六月十五日衆議院は院議を以て滿洲國を承認すべしとの決議を爲し、政府は彼れ是れを考慮して且つ一國內の分裂作用で適法に獨立したる國家を承認するも國際的に何等違法に非ずとなす外務省の見解に従つて承認に決し、必要なる手續を経て九月十五日正式に之を認め、日滿議定書を結び、大使を交換することになつたのである。承認後は關東軍には駐兵及共同防衛の新任務が生じ、爾來軍の行動は日滿兩獨立國家の國際行動となつたので、關東軍の行動は諸事滿洲國側と協謀して國防及治安の責に任ずることとなつた。滿洲國の出現及承認といふ風に滿洲の形勢の推移に伴ひ國際的にも新なる處置を爲す必要が生じたので、政府は將來の滿洲國政府の善隣友邦として健全なる發達を希望し、滿洲國の希望に應じ、差支なき援助を爲し、他方滿洲國の擾亂策動防止の方策をとつた。當時政府に於て滿洲國を保護偏にせんとし、又條約に違反するの意志なかりし事は、首相、外相の議會演説（一）「政府會議の應答及鄭國務總理の建國一周年の放送により、彼の新國家建設の理想の熱意を語りし事に依り明白である。余も亦滿洲國が建國宣言の如く模範的國家としての進展と其の獨立國としての實質を具備する事を唯念願して居た。



昭和九年春薄儀氏が滿洲國皇帝として來朝せられた時拜謁をして數時間に互り會談したが薄儀氏は心から積極的に王道樂土の建設に關しての抱負を述べて居られたそして最後には通譯をも示けられて筆談で復辟即ち再び舊清國皇帝復讐の希望を示されたので余は滿洲國皇帝として當初の如く立派に皇帝の徳を樹て内外より信賴を受けらるゝ事が肝要なりと諫言した事がある、之等の事情が語る如く當時偽備として日本の思ふがまゝにするなどの事もなくまかり間違へば薄儀氏に引廻さるゝの危懼さへ抱かしめられた余は滿洲國の其後は必ずしも理想の如くなつたとも思へぬ節があつたので十周年祝賀會に參列せず意中を放逐した又當初より滿洲に對する余の所懐はリットン卿に語りたる所及其他の言によりて推知し得らるると信ずる

滿洲國承認前の張學良による滿洲亂運動は第六十二議會に於ける余の演説によりて明なる如く政府としては速に滿洲の安定を必要とする情況にあつたのである



## 十

北滿呼倫貝爾及熱河の肅正

北滿呼倫貝爾及熱河の治安肅正は既に滿洲國も成立し且つ之を承認した後であるから軍の行動は自ら以前と異つて日滿兩國の負ふ義務に基いてなされた即ち何れも日滿議定書による義務の遂行で事は滿洲國內の事件である。

北滿は一旦滿洲國に忠勤を誓ひ要路に立ちし馬嶺山が一九三二年八月頃に至り滿洲國に反亂を企てたるにより又呼倫貝爾は一九三二年十月頃滿洲國の反亂が原因となり更に熱河は翌一九三三年二月下旬湯玉麟の反亂により日滿兩聯合軍により肅正されたものである。

當時余は政府の方針に従ひ北滿及呼倫貝爾方面は對ソ關係に悪影響を及さざる如く又熱河方面は北支に波及せざる如く注意し日滿議定書に則り行動も出來得る限り唯兵亂終熄の爲めに細心の注意を拂ふ様に參謀本部に要望し省部の連絡を密にし嚴重に之を確守せしめた、幸に當時ソ聯の好意により呼倫貝爾方面では我が居留民を無事に救出して肅正を完了し熱河方面に於ては統帥部も現地關東軍も作戰上の不利を忍んでも長城線を限界として兵を停止せしむる方針をとつて居たから僅かに長城線外に進出せるものをも一度は引返さしめ再度敵の攻撃を受けた時は之を反撃して蘇河の線まで進んだがそこに停止し能く政府及軍中央部の方針を遵奉して行動した偶ま此時張學良は事實上下野し國



三十一  
民政府代表何應欽と關東軍代表參謀長岡村少將との間に交渉が成立し塘沽協定となつた経緯は遠藤三郎、武田壽の證言があるから略する

## 十一 塘沽協定の締結

昭和八年（一九三三年）五月二十五日國民政府軍事委員會北京分會代表委員長何應欽の申出により關東軍代表岡村少將との間に停戰協定を議し五月三十一日協定に調印した、日華兩國政府及滿洲國政府は之を確認し滿洲の兵火はここに全く終りを告げたのである、固より滿洲事變は國際法上の戦争でないから講和條約といふ様なものはなく唯將來再び斯くの如き戰鬪の起らざる様諸般の取極を爲した許りである。其後大連會議に於て滿華兩國當事者に於て將來の友好關係の事務に就いて協定を爲した我が國からは夫れ夫れ出先の當該事務の者が立會つたが固より我が國との間の直接の國際問題でないので詳細は記憶して居らぬ。

斯くて若槻内閣辭職當時兵亂殆ど全滿に漲つて居て其の及ぶ處何時日支全面衝突となるか豫測し難き危險狀態の後を引繼ぎ平養、齋藤兩内閣に互り陸相就任以來一年半にして當時余が受けた陸軍の任務たる兵亂を完全に終熄せしめたのである。



## 十二、塘沽協定後に於りし策案

塘沽協定により「亂終」の第一任務を達したから余は機を逸せず内外諸般

諸般の安定策を對立するの必要を認め左の三要目の實現を期した

(1) 昭和初頭以來特に混亂せる國內情勢の安定

(2) 建軍の本義に基く肅軍の達成

(3) 國際關係の改善を爲し之を通じて世界就中極東根本平和の確立

斯くて昭和八年～一九三三年～六月の議會終了後直ちに其の方策樹立に着手したそこで第一は我が國內外の形勢と我が特殊の國体とに基きて第一次世界大戰以來の混淆せる情況を一掃し人心を清明ならしむる事であつたそれには天皇陛下の御仁徳を冷く現實に垂れさせ給ふ事である且體的の一つは大赦令を以て左翼も右翼も政治犯も刑事犯も極悪なる者を除き一般の罪を許し給ふと共に今後再び此の如きことなからしむる御諭しを給はること

第二は當時窮乏の極にありし農山漁村更生の方法を立て、民心を安定せしむる事

第三は思想と政治の混亂期であつたから之等の根本問題を立てる事

第四は幾多起りたる不祥事を根絶せしむるため建軍の本義に徹し道德的存在としての皇軍の本質を確立する事

第五は國際問題については目前に幾多の難問題があるので急速に之を



打開し譲るべきは充分に譲り主張すべきは十分に主張し我國自存上の限度を決定して動もすれば不安定なりし歐洲の形勢の餘波をも受けざる爲め先づ極東の平和保障を確立することそれには關係各國參加の國際會議を開催し隔意なき意見の交換をする事かくて極東並に太平洋の平安を確立し之を以て取敢ず世界平和の礎石たらしめんと期したのである

併し事は重大であるから七、八月兩月は其可能性及手續の準備に費し先づ其基礎要綱案を作製し九月に入るや總理大臣に對し議會開會までに成案を得て大綱を議會に提出して眞劍なる討議を開始する様進言し最も難關と思はるゝ大赦令は先づ海軍大臣の贊成を得て陸海軍一致の意見を以て總理大臣に相談した當時極左極右の大赦には相當意見もあつたが余は彼等の多くは何れも國家社會を憂ふる熱情から發したもので唯彼等の環境又は局部的偏見より斯く極端なる理想に妄進するものであるが何れも陛下の大御寶であるから御仁慈の思召は一様に及ぶ必が我が國體があると主張し之が實現する様に努めたをこて齋藤總理大臣は之が研究を主務者に命じ別に九月末頃から關係各省大臣の會議を主務の部門毎に連續開始し外交國防に關する五相會議及内政問題の一部として農村問題に關する五相會議等を開き余も亦三土鐵相と共に參列した兩者と違ひ何れも二十一年前後に互り其年の末迄には骨子を研究し其中



には成案を得たものもあつた外交国防關係は十月 日其覺書を發表し  
し内政會議の一部たりし農村問題は重要なる項目を決定した余は翌九  
年一月下旬の議會開會迄に全成案を得之を議會に諮り政府、軍及議會  
がそれぞれの職分格違の情勢を作りて國內の安定を求めつゝ、他方外交  
の振作によりて極東平和會議に迄進展せしめる様にし度い考へて努力  
した

塘沽協定以後は之に全力を舉げて居たから他の事は多少意見を異にす  
るものがあつても余り關心を持たず其儘看過したそれは萬事が此の對  
策を決定しなれば意味はないと考へたからである之等は重大問題で  
あるから相當異論もあつたが最後の決意を以て之に臨んだ然るに其討  
議實行中昭和九年（一九三四年）一月一日より重病に罹り起つ事が出  
來なくなつたが此策案は是非實行を熱望したので林大將の後任に推薦  
して職を辭するに至つたのである

此策案の要綱は一部分づつ關係關係で討議中で未だ全部閣議に上提す  
る迄に至らなかつたから辭任に際して余の所信を披瀝した書翰と共に  
齋藤首相に提出し爾後の閣議の促進を希望して置いたが其後の形勢は  
全然余の期待に副はないのみか軍の内情も一變したので其後實質的に  
は公事關係することを避けた私の陸軍大臣辭任後四ヶ月を経て林大  
將が一身上の都合で辭任を發表し後任に余を推舉したが固辭したのも



其ためである而して終に一切は逆轉し二年の後二、二六事件となり私等  
等陸軍の長老は袂を連ねて現職を去つた  
此間約二年軍事參議官の職に在つたが何等重要諮問事項なく従つて何  
等記すべき事もない。而して此間は陸軍の混亂時代であつて余は常に  
埒外に排せられて居たから樞機は知らぬ  
以上は書證及證人によりて立證せられ又更に立證するであらう



三三 國際條約問題  
外交問題は陸軍の擔任する所でない陸軍大臣としては政府の決定する

所に従ひ其の範圍に於て主管事項を處理して居たから詳細の事は知らぬ。政府の國際問題決定は主として外務大臣の研究及所見に従ひ之を基礎として決定されたもので其各省に重大なる關係あるものは各省大臣と協議を遂げ全般に關係ある重要なものは閣議に提出するを常とし然らざるものは主務大臣に於て專行して居た。

滿洲事變中の條約問題に就ては若槻內閣に於て自衛權の發動を宣言されて居り犬養內閣に於ても首相外相も屢聲明されたる如く自衛權の繼續にて國際法學者の「暴壓脅威が排除さるゝまで自衛行動は行はる」と言へる如く不戰條約の各國が保留したる自衛行動の範圍に屬するものとして聽かされて居た。また特に昭和六年（一九三一年）十二月十日の國際聯盟理事會の折に我が國が保留し理事會で認められたる匪賊及不逞分子討伐の權利もあるもので軍は政府の其の方針に基づき此範圍内に於て行動した。

又滿洲國獨立問題及承認に就ても犬養齋藤兩內閣に於て之れ亦首相及外相が議會樞府等に於て説明せる如く一國內に於ける現地民の國內分裂にて何等九ヶ國條約は之を制約して居らないし此獨立の實現は歴史的背景が基礎となつて居り又外國軍隊の存在が獨立の達成を可能ならしめたる事例は多くありと若干の國際法學者の例等引用して説明され政府は之れを了承したもので軍は自衛權行使の必要停止まで此の決定



の方針を体して行動したのである以上の論議は聯盟總會に提出した帝

國政府の意見書にも記述されてゐると記憶してゐる

次に國際聯盟との關係は大養内閣成立まで既に聯盟に對する説明の不備からでもあるが相當に悪化して居たが大養内閣成立直前に聯盟より調査團の派遣が決定せられ我は喜んで之を迎へんとする時であつた故に大養内閣に於ては大に調査團の現實に即する正確なる認識を爲すことを期待して居た。

陸軍に於ても大に現状と歴史的背景等に觸れて和平への正當なる結論に至るを豫期して居た。

元來大養内閣は現地の事は前にも述べた如く速かなる治安恢復と其の維持を主とし國際間の諸問題には協調と正當なる理解を以ふる様にし、其改善を期して居たし軍は政府の此方針に従ひ専ら兵亂の最少限度に局限し且つ急速なる兵亂を終熄に努力した上海事變に對する處理は事實を以て之を證明した而して其の撤兵と共に國際關係は多少共好轉したるので軍はこゝに力を註いで來た。

滿洲國獨立問題及其の承認の如きも前述の如き研究と現地の治安の必要條件とを睨み合せて大養齋藤兩内閣共無理なき自然の發展に従ひ後其健全なる發達を認めて之を承認するに盡り陸軍は政府の方針を体し切角安定しつゝあつた治安の擾亂を防止し現地の治安と新に生じたる共同防衛の任務遂行に専念した。政府は意見書を以て事變の複雑性と將



來の和平保持の所見を開示し専ら其の了解に努めて居た事を知つて居る又松岡全權を派遣するに當つては閣議も飽くまで聯盟に踏み止まり十分に正當なる理解を求むる事に努力する議決定し政府は全權に訓示したと記憶する陸軍も亦政府の定めたる方針に基づき聯盟に踏み止つて飽くまで了解せしむる様に努力したが當時尙滿洲國內各方面の不安繼續し而して之等の兵亂が未だ熄まぬ間に總會の決議となり終に我が了解は得られないので已むなく規約第一條第三項により離脱するに至つたが大詔の煥發及政府聲明により引續き世界の國際協調には努力すべき旨闡明せられてある。

誓證及證人によりて立證せられ又更に立證するであらう。



十四余の對外思索に就いて

余が在任中對外問題に就ては其直接の職域でないから十分に余の意圖を具現する事が出來ず政府の定めたる方針に忝づき軍としての任務を遂行したる範圍を出ぬが併し國際問題に關してとりたる根據を明にするため、にこゝに國際關係に就て余の抱いてゐた根本理念と當時とつた處置を述べる

a 對ソ關係

余は多年ロシヤにあつてロシヤには親しみと理解を持つ一人である、月刊ロシヤ(辯護文書 號)に寄せたる記事は余の衷情である唯第三インターナショナルの世界赤化政策には同意出來なかつた特に大正十二年(一九二三年)及昭和七年(一九三二年)の兩度に亘り共產黨員の我が天皇陛下に危害を加へ奉つた行動をとつて以來私は強く其政策に反對し警戒もした實に大正の末期(一九二四年頃)より昭和の初頭(一九三一年頃)にかけては労働爭議を始め惡質の政治性を持つた共產黨の暗躍は烈しく全く日本は此上なき危機に瀕してゐた「昭和元年二年(一九二六、二七年)我國に駐在せるソ聯代理大使ベセドフスキ氏は此邊の消息を語りし著書により世間は深く警戒させられた」それは蓋し我國に思想の弱點があるからで日ソ國交を緊張せしむる程重大なるものとも考へなかつた

余は元來共產黨の主張の一たる無産者を救恤する方策には共產黨の熱



情には一步も譲らない併し天皇陛下の下で眞に我國の教へに基づく政治の實現が出来れば無産者のみならず一般に強制なくより以上の幸福は求め得らるると信じて居る億兆一人も所を得ざるものある時は朕の罪と仰せられた皇謨によるも明である暴力又は陰險なる方法によらずともよいのであると信じてゐた併しソ聯が一國共產主義を奉ずる以上には何等反對すべき筋合はない之れ各々其の國情に應じその政策があるからである故に第三インターに反對したからとて對ソ干涉主義を唱へた事はない

當時ソ聯勢力の東漸と激しい第三インターの世界赤化政策に對しての脅威に對する自衛的防衛施策の必要は感じて居たけれ共對ソ積極的軍事準備や行動は少しも考へた事もなかつた事もないソ聯の此脅威により當時事務を取るものゝ間には種々の研究も意見もあつたらうし夫々の主任者としては當然其任務の範圍で種々の工夫もしたらうがそれは總て研究の範圍を出て居ない筈だ極事の引用する河邊、笠原等の研究も參謀本部關係官としての意見の一つであらうけれ共余の關知する處ではない余の知る限り責任當局者の對ソ積極計畫などは實在して居なかつた寧ろ一時はソ聯の政策の緩和的變更に多大の期待をかけて居たのが真相である

彼の不可侵條約締結問題に對しても趣旨に於ては必ずしも反對ではなかつた唯此の如き條約の締結は其前提を爲す兩國の懸案を誠意を披瀝



して豫め解決して置かぬと失敗するのみか誠意の了解なき限り却て禍根となる虞れあるといふ衆論<sup>は</sup>眞面目に慎重に考へてゐた余個人に對する證據として提出されてゐる事項の結論的記述は肯定出來ない彼の外蒙の歸<sup>望</sup>の曖昧なるを指摘したのも對ソ侵略<sup>心</sup>圖てはなく寧ろ防勢的の用心より來たものである前後の文を見れば了解出來やう余はあの善良なる大露西亞人が平和裡にその豊かな天賦の發揮を心から望んで居たのである



B

日華關係は明治以來特に我が先覚者が眞に善隣反邦たる中國が健全なる日華關係は明治以來特に我が先覚者が眞に善隣反邦たる中國が健全なる獨立國家の確立をなすことと反邦國民の辛福のために努力して居た事は私共幼少の頃から聞かされて同文同種同語同種等という言葉が標語として廣く用びられたものであつた私の對華基礎概念はこゝに發する對支關心を有せるものは皆同一であつたと信ずる文藝春秋に發表した「將主席に與へ我が同胞に懇ふ」との文は之を表示した其の一つである私は東西文化の融合を基本として東洋文化の振興の上に於て日華の提携を叫ぶもので現に今中華民國の要人として活動してゐる若干の人々にも曾て（一九二五年昭和元年夏頃）上海に於て懇談した時に其意見を述べた人健全なる獨立國としての完成には昭和七年春頃中國公使館の館員を通じて私を將主席にも傳へた事がある本格的に戦が反邦として運命づけられた中華民國に對し其元全なる獨立を熱望こそしたれ其別部の如き夢想だにもしたことは無い外蒙新疆問題を引合に出すのも其のたゞである滿洲問題は多くの歴史的背景と複雑なる當時の形勢によりて馴致せられた發火點にありし形勢の中に満發した事であつたと私は見て居た又其の結果が現地民による獨立の宣言となつた即ち大勢の上からする自然の結果である



から其の根本を是正せずして俚か計りの人夫で阻止出来るものではなかつた若し此の不祥事を避けんとせば早く第一次世界大戦後適切な方法を取りて之に善處すべきであつた斯くの如き形勢下に事變の中遂より之が處理に當つた余としては速かに禍亂を解消するを急務とした故に同地方が獨立するを台とを問はず先づ機軸的榮士となつて世界の首肯する所とならば將來は又中國との關係及び東洋平和の問題は何とでも考へらるべき問題と考へ其の線に劃ふて處理した要は中國の復興に先んじて一時部分的の機軸的榮士の現出があらざるも結構と考へた併し多年生活に苦んで居た滿洲在任民を見ては滿洲の要人が屢述ぶる如く興に機軸的于道榮士の出現を心から念じた此事は私のみならず視野の廣い多くの識者も亦同一の考へであつた若し日華の間が速に平和となり世界比の現實を認識すれば爾文の間にいくらでも話の仕様がなるべくこれか為少くとも私の陸軍大臣にのつた時は一刻も早く禍亂の終熄をするのが事實上先決問題であると信じて居た上海より全兵力を撤兵したのも又塘沽協定後東洋平和會議の促進を希ふた所以もこゝにあるのである實際及管証によりて證明し得る其後四ヶ年を経過したる後切發したる事件にして滿洲事件は其何等の困難もなきは多言を要せぬ其支那事變に對しても余は近衛公の懇談に應じ條件として文部大臣として終結のために努力したが力及ば



なかつた彼の爾京攻略に對しても一國の首都の攻略は當國民將來の感情の上からも極力反對し衷心より恐しんだ次第である  
曹植（曹子建）の七步の詩を想起したのもその時である私は日華兩國の安人及世界の雄邦か日華關係に今少し深き理解があつたならば日支争變の擴大にはならなかつたと今でも思ふのである廣東、漢口の陥落前にも私見を開示し其の攻略の否を囑らしたのも同一趣旨である當時は軍事當局でないし時局と離れて居たから其の希望は達せられなかつた支那侵略とかいふ考へは自分は予想だもした事は無く行動もしない實に日華の文化的精神連繫を第一に希つたのである



## Q 對米英關係

私は世の所謂親米英派でもなくまた固より反米英派でもない。私は日本人である。日本が侮られたり又は亡國に導かるゝ事には絶対に堪え得られない許りで私は何處迄も天惶陛下を奉じて日本の昔からの教へに基きて人生の平和も幸福も招き得らるゝ様なきを考へ斯く實行して來た而してそれは神憑的なものでもなく又超國家的獨善的なものでもなく世界の普通の自然法に合した人道的なものと信じてゐる斯様な次第であるから時局に便來して獨伊萬能に追隨しなかつたから或時は親米英派と罵られたる事もある。併し自分は媚びもしなければお世辭も云はない間違つて居るところは堂々と批判もする警告もするが其正しいと思ふ點に就ては賞讃の辭を捧げて來た特に其受けた情義に對しては感謝の念は捨つる事は出來ない、それは理由の如何に拘らず感謝の意を表示した久里濱のペルリ記念碑此證據證言撤去論に對して正面より反對した所以であり又此種の事は常に各種の言論にも述べた通りである。斯様な意見を持つからとて戦時中時局便乗者から非愛國的な親米英派と云はれるのは奇妙なことであると思つて居た。私は其の理想として無意義に慾望にかられて戦をするものではないと主張して來た戦の後は特別の場合を除く外は



多くは感情が残るものである。米英とは曾て戦はざるのみか此幾十年の間我が國の危機に際して兩國より友好的恩惠を受けてゐると考へて居た、特に英國とは長い間同盟を結んで居た米國には經濟的に負ふ所こそあれ曾て何等の疎隔もなかつた唯彼の人種問題及華府會議にて始めて兩國間に感情的不快な事もあつたが米國識者の間には此點に於ても十分理解があつたと思ひ日本に於ても一時の政治的現象と見て居た程度であつて之が爲めに兩國の間に危険は含んでゐなかつた滿洲事變以來は率直に云つて決して兩國との間は良好なる感情に終始してゐたとは思はないこれに就いては夫々兩國の間に云ひ分はあらうが多くは感情と誤解で結局これがため明治開國以來の長い兩國の友好關係を根底から破壊する程の事情は何もなかつた私は滿洲事變當時世界の形勢を眺めて大いに憂慮した一人であるが世界の變局を無事に收拾するには英國の洗練せられた外交米國の實行力に多大の希望を囑してゐた、之れ當時米英兩國の有識者を通じ聯盟の運用を適切にし滿洲事變の認識を正當にして貰ふ考へとそれよりも尙世界平和の爲當時世界に胎んでゐた不安が爆發する前に之を防止し以て世界の平和を得たしと考へて切々有識者に話をした然らざれば歐洲の形勢は再び世界戰亂の動因になる



といふ點まで幾度か警告したのも之がためである又國際聯盟の運用に就て今少し現實に即する様希望を述べたのも同一の考へからである米國は當時までは聯盟にも入らず超然として居たから割合冷靜正當に大局を判断し得ると思ふた又英國は國際上の諸問題處理に多年の洗練を得てゐるから正當な判断が出来るものと信じて居た其他の國は第一次世界大戰後の復舊に急であつてそれ丈の餘力がなかつた日本は東洋の安定勢力として世界に認められて居たから此日米英三國が平和の根本政策に就て虚心坦懷に談ずれば世界平和に寄與する所大と考へたのであるこれ滿洲事變當時よりリンドレイ氏始め歴代の英國使臣及武官ピット少將等と懇談した所以であり米國の讀者にも訴へた所以であるオックスフォード大學講師ラレー氏等に話したのも其ためであつた昭和九年（一九三四年）夏輕井澤で外人に講演して苦衷を訴へたのも其衷情からである。併し米英にも反省して貰ひたい點は率直に述べた私には娯ることには出來ないと共に不合理の争も出來ない混んや武力の濫用をやである。私は世界の平和は先づ自然法の情義の上に立ち我利を抑制し自存の限度迄は他に譲るといふ思想より生ずると考へて居たそこで彼の泰國の生産米の輸入問題の時も我國としては經濟上多少の不利はあつたが泰國多年の情義に感謝して泰國の希望を十分に受け入るべし



として我が農民に理解を求めたのも亦綿布輸出問題にてランカシヤを  
壓迫せず其談判に譲歩し以て大所高所より凡ての國際問題を處理すべ  
しと主張したが之らは總て此の理念に基づいたものに外ならないので  
ある。聯盟の活動に對しても諸條約の履行に就ても此の理念の上に立  
ち手段の爲目的を失はざるを根源とした力あれば正しかれ正しかれば  
力あれと云つたのもこれに出て居り力之小正義の權力至上主義の思想  
を斥けるもこれが爲である。これ米英は十分に理解し得るものと考へ  
切に世界和平に寄與せられん事を望んだのである。世界制覇とか侵略  
擴張などと云はるゝさへ恥と思ふてゐる。



余の抱懐する理念

余は明治二十八年所謂遼東半島遼東に關する三國の干涉に刺戟されて身を軍籍に投じ國家の防護に任ぜんとしたのである、次て日露戦争には中尉として従軍し第一次世界大戦には露軍に従軍して歐洲の東方戰場に戦ひ文明國の戦争なるもの、本質を嘗さに體驗し余の戦争觀に多大の刺戟を與へた即ち戦争及國際問題に對する余の理念に第二の革新期を齎らした曰く戦争は已むを待たずとするも人間の戦争たれ獸類の鬭争たる勿れとこれであつた兵器、戦争様式、國防施設に關して一新理念を持ち戦争の慘害を少からしむる爲に三十年内外に訴へた右と同時に平和の基礎戦争回避の道に就て思索に耽つた而して現に存在して居る國際取極をのみ以てしては到底其の目的を達し待ざるのみが却つて反對に戦争を促進するの感を深ましたので其是正に努めた即ち戦争の原因は種々ある、經濟上の壓迫自存の脅威國家間の特性の無視人種民族の偏見等が根本に除去せられざる限り戦術の競争となるは當然であつて軍備のバランスに依り平和を求めんとするは平和への偽裝で各國の主視は常に其のバランスの誤算を爲し戦争の端となり戦争の起るや其施設の規模と兵器の精銳は禍害を度知れぬものにする一歩進んで根本を考ふるは文明國の責務なりと信じて總會ある毎に内外の人に訴へた同時に第一次世界戦後思想の分裂は世界を三大思想界に分ち經濟とか生活



とかを越えて其思想の争鬪となり夫れが戦争へと自然に導かれて行くのを  
 感じて平和建設への根本理念の確立を叫び東西文化の融合を説き互諒の精  
 神を絶叫し相互思ひやりの念を高調する爲皇道を高叫び禍に先立ちて利害  
 の調和に努力したのであつた此點に就ては遺憾ながら其の根本理念の把握  
 に於て世界の列國に於ても之れに對する關心少く各々其の抱懐する過去又  
 は新興の理念を以て世界に急速に其勢力を擴大せんとした感があつた、第  
 一次世界戦争直後の世界赤化運動又は全權主義國家としてのナチは何れも實  
 に武力を背景として世界に攻勢に出た、日本はこゝに覺醒して自衛の道を  
 講ぜざるを俎ざるに至つた、其の自衛は結局道義振興が第一義と考へた  
 元來余は和平觀、人生觀より領土の擴大をよしとし濠い且つ一民族一歴史  
 を有する國家の併呑は絶対に排斥した、各國民が其の發祥の地たる祖國を  
 護るは當然なるも其の以外は相互扶助の資材源として送還せしむべしと考  
 へたこれ朝鮮との合邦の時でさへ海外にありしが所見を先輩に述べて其反  
 對を表示し寧ろ朝鮮の文化を尊重して提揚の責を盡ぐべしと主張した所以  
 である、故に儼乎として言ひゆる、余は嘗て領土の侵蝕等念頭に考へた事  
 なし況んや世界弱國をや余の所見を以てせば此の如き領土擴張の野心は一  
 時の小兒病的榮華にして永遠の幸福に非ずと滿洲に就ては既に同地方が法  
 潮重疊の時陸軍大臣の位置に就たが其兵亂の終熄をのみ考へた以外に他念  
 はない唯過去の滿洲人の悲惨なる光景を見聞し其の王道樂土の建設には同



情したがそれは滿州人民の熱烈なる意嚮に基く事を主眼とした滿州の建國  
 後其要路が一に支那國有の儒教を本として王道樂土の建設に熱心なりしに  
 は全然共鳴し複雑なる國際問題もあるが獨立を宣言した以上人道の上より  
 其の樂土實現を切願した併し爾來歳を歴るに従ひ余の念願とは其の方向を  
 異にし幾多瑯地民の哀訴と批評を聞いた、これ先に述べたる如く余の心を  
 傷ましむるものがあつたから滿洲十周年記念祝賀に滿洲にも赴かず内地の  
 祝賀會にも殆んど列席しなかつた所以である  
 先にも述べた如く私は第一次世界大戰從軍以來抱懷する戰爭觀、國家觀、平  
 和觀より侵略帝國主義、獨占利己主義、強壓統制主義には一層反對の意見  
 を持ち言行も之れに終始して來た寧ろ第一次世界大戰後の列國の行き違が  
 禍亂の發生を含むものと憂へたのである。  
 當時の獨逸に對する世界戰勝國（日本も含む）の厭迫も又獨逸新興の行き  
 方も共に世界和平の觀點より余を焦慮せしめ總會ある毎に之が緩和を希つ  
 たのも比思相より來たのである。  
 以上の如き理念の下に歴史の上からは時局は變遷してゐたが余は余の陸軍  
 大臣の時代の前とも後とも超然として余自らの老を以て行動した。故に理  
 想を異にせるものとは行動を共にしなかつた、而して此國際的道念に就て  
 は國の内外を問はず廣く世界に反を求めた。



大臣が辭職したりしては諸外國に對する日本の信用にも關するし陸軍としても陸海の一致奉公と云ふ皇軍の道義的使命を果す事が出来れば壹千萬圓や壹千五百萬圓の金錢的價値に代へられぬ意義があると信じて行つたのである。

又陸軍豫算としては專變費を除けば昭和七、八年—一九三二—三年—共經常一億七千萬圓内外にて夫れ以前の平年と比して幾許の差もなく八年度は減少して居る又專變に必要とした裝備も多くは繼續費の繰上げに頼つて賄つた斯くの如き状態で積極的の準備等はない別紙

滿洲專變費は私の在任中二年次共約壹億四、五千萬圓であつた滿洲國が承認されて以來日滿議定書により滿洲の國防上の責務は増大し鐵道守備の延長に伴ふ若干の守備隊の増兵はあつたが格別のものはない又共同防衛にしても滿洲國の軍事施設は防務に留めて何等侵襲的のものはない彼の鐵道の敷設、交通通信の一元化、資源の開發等は新國家の發達と治安國防の必要上より來た自然の歸結で新興國に對する普遍的な共通の方法の外には出て居ない斯くの如き事で滿洲を侵略戦争の軍事基地とすると云ふが如きは根據が無い事である現に滿洲國の軍事施設も防務的設備に限定し、

（書證） 頁一前にも述べたる如く元來私の戦争観は第一次世界



大戦従軍以來全く世間と其の考への根本を異にして居たから當時の列國の採つてゐた兵備には興味も薄かつたし帝國主義的な方針人道に背く武備にはそれが軍備であると思つてゐると將又經濟であるを問はず同意は出来なかつた軍備も此考へのもに行つたのである。



次に軍政方面にては貧富による差別を廢して幹部候補生制度の納金制を廢し兵役の機會均等化を徹底せしめた、之がため大學學生中幹部候補生を願するものが予備智識を必要として軍事智識を求めんとする自己の意欲の旺んとなるものがあつたとしても何等教育の軍國化ではないし又肅軍の基本たる方針を定め又傷痕軍人待遇改善に着手したのも皆此の思想による軍備にさへ新様な方針を採つてゐたので大内證人等の云ふ如き余の陸軍大臣在任中學校教育を軍國化する様なことは全然なかつた事を言する。軍の指導方針としては建軍の本義に則り軍は道德的存在であらねばならぬ事、而して皇道を奉体する皇軍の實を擧げるといふ事であつた。此の點に關しては過去の幾多の不祥なる事件を起したる原因の清算に指導の根本を置いた、之れ人事の大異動を行つた所以である、青年將校等の憤激を鎮靜にするには其の禍根を是正するに努むると共に十分力を盡した、五、一五事件には陸軍將校は一人も参加して居らず爾來此種の違法は余の陸軍大臣在任中はなかつた、此間専ら我が陸軍がプロシヤ型より脱皮するに力を盡し勝つて敵に怨まれず、勝つて居民に慕はるる様な軍としての武徳を涵養する事を更に強調し動もすれば世間が我が陸軍を觀念的にプロシヤ軍を混同して觀居る點を是正すべく先づ關係の有力者に理解を求め從來の軍備はやがて唯戦争を志すものなりとの妄を正し以て一



般に之が理解を與ふるに努めた又機會ある毎に言論其他に於て之を強調し  
 た又非常時局としては一役に強き反省を促し道義向上を第一義として導い  
 た。尙法廷の證據となつた「非常時日本」の  
 演説も非常時と題名のある其の他の言論によりて立證し得る若しも全文を  
 虚心に讀めば理解が出來ると信ずる、此事は以上の事を「非常時日本」の  
 製作の経過觀覽者の感想によるも知り得らるる事である。

明治天皇の下し給へる軍人勅諭の總へては「誠」の一點に歸する事の御教  
 に依るも又今上陛下御即位の際の勅諭に仁恕に基ける建國の根本義を御示  
 しになつて居るによるも我々は詔勅を奉じて各々其任に盡すべきを軍一般  
 にも示し天皇の仁恕の御徳を盛にせんと試みた。

皇軍意識の徹底といふも此事からであつて多少なりとも軍及一般の帝國主  
 義思想を排除し獨善行爲を戒め得たのである。

十六、滿洲事變中の軍紀風紀

滿洲事變は我が國の存亡に關する事より發生し日華兩國國民の親和幸福を  
 主眼として居るから第一線將兵はもとより我が國民一般も滿洲其他現地  
 の民衆に同情して居り又本格の戦陣でもないので俘虜は釋放して正業に  
 就かしめ窮民には賑恤する等熱河等の觀察者の言によりても明にされて居  
 る、而して虐殺暴行等の報告の如きは全然無かつたりツトン報告も之れ



を認めて居る通りである。  
千金塞附近に起つたと稱するシカゴ、デリートリピユーン紙の記事は輕微なる一小部隊の一局地に於ける匪段との戦闘に關する支那一流のデマ宣傳を其儘ポリエル氏に依つて報導され掲載されたものである事はポリエル氏自身の證言によつて明白であり日本領事の抗議を以て事態の片鱗は明になつてゐる輕微な部隊の戦闘で報告すら聞いた事もない



## 十七、第一次近衛内閣に参議となりし経緯

余は昭和十一年（一九三六年）三月現役を退きてより當時の世情に嫌ら  
ず暫居して日を送つて居たが昭和十二年七月北支事變が起つたので憂慮  
の余り人を通じて總理大臣近衛公爵に急速に和平に導くべき卑見を開示  
したことがある。偶々昭和十二年（一九三七年）九月頃當時の近衛總理  
より突如會見の要求があつたので面會した、公爵は非常に支那事變を憂  
へ之を收拾する方法を尋ねられたが此時は既に第二次上海事變も起つて  
おり形勢は重大な時であつた。

私は日華の本格的衝突とでもなれば第一我國の國是に反するのみならず  
作戰面より見ても余の知る限り容易の事ではない

小畑中將は此邊の事はよく承知して居るから尋ねられたらと云ふたら既  
に意見は聞いた、そして益々事の重大なるを感じた故に此收拾に就て忌  
憚なき意見を聞きたしとの事であつた、そこで最早軍事行動がこゝまで  
展開した以上軍部内に十分なる方のある者でなければ退散した吾人には  
力が及ばない故に公爵が非常の決意を以てするに非ざれば大事は收まら  
ないと語つて置いた、其後近衛首相は参議制を案出して其結果十月中旬  
私共約十八許りの者が参議に任ぜられた其目的は支那事變の不損大收拾  
に關する意見の徴収であつた。



## 十八、参議の機能と進言

参議は正式の會議制でなく個人の見解を單に總理の参考の爲めに進言するだけで決議権といふ様なものはない。

毎週一、二回集る事になつてゐたが、それは政府から情報を聽いたりお互同志の見解を交換するためで、別段議題を定めて討議する譯でもなかつた。

内閣は参議に重きを置かなかつたから自然有名無實の存在となつた。

俸給其の他何の待遇もない一の名譽職であつた、参議創設の時は既に戦局は相當擴大して居り間もなく南京近く迄軍が進んだ、余は首都の攻略は益々事態を重大化するし將來の日支關係の調整にも面白からざる感情を殘すから夫れ以前に和平の道を講ずべきを切に首相に進言した参議一般の見解も略々同一であつた。

政府も相當時局收拾に活躍された様だが斷然たる決意を缺いたので軍事行動は統帥の所管邊に勢の赴く所一段の進展を示した、此の頃陸文獨逸大使トラウマンの仲介による和平案が起つたので何れも大いに望みを囑してゐた、然るに和平問題は幾度か折衝を重ねた様であるが出来上らずして挫折した参議はこの討議に真からぬから詳細は判らなかつたが、唯抽象的に成立を切に忠告したが一月十六日の近衛聲明發表で残念にも萬



事は終つた。

参議創設以來努力し來りし参議の役割は新しくして効果を見ることなく終り此の以後は直に有名無實の存在となつた、南京虐殺の追訴があるが参議は全然機能も責任もない。

十九、文部大臣就任と其時期の情況

近衛首相は時局に對し益々憂慮して其對策振作のため五月末内閣改造を断行し参議中より宇垣大將を外務に池田氏を大藏兼百工に而して余を文部に推舉した次で板垣中將を陸軍大臣に起用した内閣の改造の當座は余も多少の期待をかけて居たが近衛首相は内閣改造後陸海軍外務大藏の諸大臣と五相會議を組織し時局の善後處置を講じたので我々五相以外の關係は與り知る事が出来なかつた當時作戦は進展中であり自然其の指導は統帥部の手にあるのだから簡單には及ばなかつた新しく首相が兎や角考へて居る内に戦團は逐次展開して武漢、廣東に及ぶに至つたのである此間五相以外の閣議は機を逸せず時局の進行を知ることには出来なかつたそこで私は軍なる文政の主管者として時局の審議外にあつて専ら文政方面の振作に専念した。



廿、文部大臣中の乗分

文部省は内務省と共に精神總動員機關の監督をして居たから行事として之に關係する雜誌とか放送とかは受持つたがこれは關係主任により起算し事務的に發表するもので特別計畫のものはないかつたまた恒例で何等新規なものはないかつた筈である、常時の若干の文書に對して檢察側の書證があるか一部の拔萃によらず全文の意味趣旨を通讀するならば如何なる趣旨を述べて居るか又通常述べられて居る以外に何物も無いことと釋然とすると思つる又私の就任當時の文部省に於ては時には時流に眉びて或は狂信的に國體の本義を説き或は十干思想に共鳴する傾向がないでもなく井産主義も學校内には依然として潜在して居る有様であつた

そこで之を是正するため適任の人を得る要があつたので文部省の人事改善を行つた亦一方軍部其他の官廳よりの各黨の要望に對しては確とした見識を以て十分に對抗し得る人を起用し追隨の弊を除去した當時既に教育審議會（昭和十二年未設立）といふ教育改革の最高機關があつて朝野の認識經驗ある委員により主要問題が討議せられ其の答申に依つて根本方針が決定する事になつてゐた

青年學校の教育の義務制は遠く大正の始め補習學校たりし時より叫ば



れており昭和十年にも文政審議會の答申があり昭和十三年一月前任文  
 相の時閣議決定を見其後教育審議會にて審議し同年七月答申があり昭  
 和十四年四月初令發布實施の事となつた此制度は教育の機會均等、人  
 材の伸張を期したもので軍國主義化への改組といふ様なものではない  
 元來我國明治以來の教育は範を歐米にとり一般普及性を持つてゐたが  
 併し依然として富裕階級に便であつて下層貧困なる者は能力才幹ある  
 も之を伸ばすことか六ヶ敷かつたこれでは我國の萬民所を得るの根本  
 の教へと異なるので偶々教育審議會が青年學校の義務制を議決答申し來  
 つたので環境に感まれざる之等勤勞青年の教育を完璧にし其内の有能  
 なるもの、材能を伸ばし得る様事務的に處置したものである  
 又當時我國に於て最も憂慮されるものは思想の動搖で時代の風潮に便  
 乘して元には共產主義の忌益となり後にはナチ・ファッショへの追隨  
 の氣風となつて從來の自由主義との間に大旋風を起して全く混亂の有  
 様であつた  
 時局に關する種々の事件は皆此思想の不安定によるものであつたが一  
 方日本精神の勃興も稍もすれば剝奪的の國粹主義となり普遍性を缺く  
 故に時局の風潮の赴く所に浮動して所謂極右となつて甚だ危険であつ



た其の原因の重なるものは自主性なく見識を失ふが爲であつて形式教育の缺陷と見ねはならなかつたので之が匡正をなす爲我國肇國以來の根本精神たる仁慈寛容の聖旨を体し之を基礎として現代的世界文明國共通の普遍性ある人格の養成に力を注ぎ聖諭を奉じて誤らざるに努めたこれ我が聖諭は寛容なる度量を以て平和人道の根本義を示し給ふたものであるからである又國民の分としても然あるべきであつたからである此肇國以來の根本觀念は凡そ卑國主義とは正反對なるものであるのみならず當時の時弊匡救から最も緊要のものであつた



## 廿一、學校の軍事教育

學校が兵式体操次で軍事教育を施行するに至つた歴史は古い今これは略する從來教育關係と軍部との間に常に學校教育に就て兎角の競争があつた事は耳にして居た併し余は何れの主張にも同意は出来なかつた、それは何れも視野が狭い所から來たものである。そこで從來の如く學校の教育に於て紀律及協同精神を養成するに力を致すは當然であつたが會て實際教育の衝に當れるもの、人柄によりて種々行き過ぎもあり亦一方學校當局の無理解より不仕たらな事學生々活を其儘にして置くのを以て自由主義である様に考へて居たものも有り又左翼共產主義思想或は一部政治的の擾亂陰謀により一國文化の向上に當然必要なる紀律、節制、協同、勤勉の氣風を遂にし學生の氣質墮落を來たした傾向も少くなかつたが文部大臣就任當時は殘念ながら此風が功長さる、許りで高等學府の生徒にして風紀上より軍部に留置せらるゝものも少くなく之等は皆學校の教練を軍國化と誣ひ教師等も亦之れを煽動するの實狀もあつたので此の兩者の中庸を保つ様教練を是正し學生の風尚を高むるに勉めたのである。青年學校制度の改正は教育の義務と權利との均等化とも見るべきもので其教練時間も從來と異らず特に軍國化したものは全然ない、兩學校の軍事教練は飽く迄學校教育の一部なるの範圍を脱逸することは文政の上より



許すべからざる事であるから余は以上の見地を堅持し軍部から文部への  
 多少の要求があつてもこれか此範圍外に脱逸せるものは皆之を抑へる様  
 にした學生や學校當局の意欲により新兵器の使用等にあつたがこれは何  
 れも學徒間の要望から學校當局自治の處置で文部當局よりの強制はない  
 余の在任中軍事教練は既成のものよりも天皇の仁恕の高徳を顕現すべ  
 きを第一義とするに努めた即ち訓練の目的が武器を以ての力に頼るより  
 も徳を養はしむることを教へた



## 廿二、國民精神總動員

國民精神總動員制度は第一次近衛内閣に於て支那事變發生後時局に對し國民精神を振作せんがために設けられたるものであつて余の文部大臣就任前に成立してゐた而して其の中央機關は民間團體として有識經驗ある各層の者によりて組織せられ内務省、文部省が其の監督に當つて居た其の主なる目的は國民日常生活の改善と精神の振作であつた後此民間中央團體の方針が動もすると獨善的になり弊を生じ易き虞があつたので平沼内閣に於て其の根本方針を誤らしめない様に基本方針を決定する爲に委員制度を設け其の委員長に閣僚の一人を推し朝野の學識經驗ある一切の人を集めて討議研究して答申せしむることとなつて私は文部大臣なりし關係から職務上委員長に推され事務は主として内閣情報部で處理してゐた。

委員及幹事には多數の民間人特に婦人も交へた其目的は日常生活の改善緊縮が狙ひであつたややもすれば時局に偏する虞れがあつたが之では直に現代の世界に相應する國民の養成とならないので出来るだけ之を避けもつと根強く國民に反省を促し堅忍持久の精神と日常生活の改善に意を用ひしめ社會道徳を尊重し能率を擧ぐる様にせんとして反省の日として毎月一日を奉公日と名づけて自肅する方法を立てた此時



も時局柄支那事變勃發の毎月七日を奉公日とせんとの議論もあつたが時局と之を分離して國民の日常生活を向上徹底せしむるため月の初日を反省奉公日とし斯くて一切を時局に引ずらるることを避けたことに付け加ふるが國民精神總動員運動は國家總動員法や又學徒動員とは全く別もので單なる國民生活改善運動の一部であつた。

### 廿三文部大臣時代の國際問題

文部大臣としての私の地位は主として文政に限られ一般國際問題には遠ざかつてゐた特に平沼内閣に至つては一層時局の圈外に置かれたので當時の國際的に起つた問題は知らない重要問題は五相會議で決めらるるので興り知る事はなかつた

日獨文化協定は外務省より相談を又け同意し國家として協定が結ばれたがこれは單に文化關係にして政治的意味なく又獨り獨逸のみでなく他の各國とも文化交流をする趣旨の一端に過ぎなかつたものである其の實施したものは我國の古美術を獨逸に展覽せしめた位の事が主なるものであつた此古美術は亞米利加にても公開された日獨少年交歓は余の就任前決定實行されたものであつて就任後第一回のもものは歸朝したが其の内容は一の儀禮的の觀光以外には出て居ない



余は之を獨逸のみでなく他の優秀國家にも送らんとしたのが實現するに至らなかつたハ―サン湖及ノモンハン事件は單なる邊境に於ける守備軍の衝突事件として閣議に報告を受けられたに過ぎない而して文部大臣は之等處理の議には與らない。政府は平和處理を期待して居た。軍も同一方針で終始して居た事は明に看取された故に閣議等の主要問題となつてゐない。又三國同盟の討議、汪政府出現の如きも其の經過内容すら知らなかつた。

況んや佛印進駐とか小南群島、海南島等の事は諒知して居ない。



二十四 阿部、米内内閣の参議に就て

阿部内閣成立後餘程経つて昭和十四年（一九三九年）十二月頃と思ふが参議就任の交渉を受けたが時局收拾に自信なく且参議は既に有名無實化して私の力では何等貢献出来ないと考へて辭退したけれど阿部總理の懇請により遂に承諾はした併し其後一ヶ月位で阿部内閣は解職したので總理と話す機会を得られなかつた。

米内内閣成立の時最初内務大臣として就任の交渉を受けたが所見は前の通りであつたし時局は一層險惡で既に軍部に力なきものにては時局解決に對する期待に副ふ事が出来ないから辭退した。

次に参議にと云ふのであつたが之も阿部内閣の時と同様の考へで辭退したが名前丈けでよいからとのことだつたので承諾した故に此間何の爲すところもなかつた此の様な仕末で閣内の情況も詳にして居ないが唯阿部、米内内閣共に三國同盟には反對といふ態度で支那事變も何とか收拾したいと努力して居た事は之を認め得た。

二十五 第二次近衛内閣に對する態度

第二次近衛内閣成立後約二ヶ月を経て即ち昭和十五年（一九四〇年）九月富田内閣書記官長來訪参議就任を求められた。



此時には大政翼賛會の設置も三國同盟も近く發表さると云ふ事を聞き此二問題は余が平素憂慮してゐた内外の二大重要問題でありこれが既に決定した以上最早私の憂慮は杞憂ならずして非常なる事態に發展するから此政府には手傳ふことは出来ない眞に深く考察せねばならぬ事と考へたので苦衷の一端を述べて之を辭退した其夕近衛總理自ら私の席に見えられて同一の話があり懇談五時間に及んだが私は今展開したる事態の非常に憂慮すべきものなる事を陳述して辭退した。

昭和十一年（一九三六年）三月より昭和十二年（一九三七年）十月十五日まで又昭和十四年（一九四〇年）九月より十一月まで及昭和十五年（一九四一年）七月以降は、何れの官職にもなく又社會的活動をしてゐなかつたから此間に生じた防共協定、支那事變開始、佛印進駐、三國同盟及太平洋戦争に就ては必要なしと認め記述しない。



廿八、検事より提出の證據に對する辯駁

(一) 荒木名義の訊問書

他、書全般の價值

1 検事側は余の口供書なりととして法廷證據一八八號A以下 通の書證を法廷に提出した

併しながら之は検事(モーロー大佐若くはハイダー氏)が一人或は二人で通譯を伴い昭和廿一年一月十八日以降三月十二日迄の間に合計二十數回に亘つて巢鴨拘留所に來訪した時の検事側の記録と判断せらるゝが問答に當つて最初は英語文けの速記者はあつたが日本語の速記はなく、後には兩者何れもなかつた。通譯も日本語は頗る不完全にて意味の通ぜざるままに過ぎ其調書は余に讀聞かせ又は一覽せしめたるものでもない。勿論余の宣誓及署名を求めたものでもない。又當時口答の外、筆答したものは出されてない、提出されたものを讀むも錯誤、重複、誤謬あり、特に事實の相違多く其内容に就て余の口述書として承認する事は出來ない

2 検事の帶同した通譯は屢々交代し、余の聞く範圍にて、日本語の理解不充分且つ事情を全然理解しあらざる爲め双方の意思の通ぜざるは固より其だしき誤謬もあつて問答が體を爲さない時もあった。通譯自身



も良心的に之れを認めて居た情況である。余は頗る不安を感じたので輪廓の大要丈けでも筆答として兎に角認めて出すから其翻譯されたものを點檢した上それに基づきて質議應答した方が時間的にも内容的に確實且便利であらうと提案した所が同意されたので十分の詮衡は出来なかつたが、一應書類として檢事質問の中心たる大臣就任後の滿洲事變處理と「檢事より青年將校の動向」といふ問があつたので當時の國情と余のされる一般的の要項を書し前者はハイダー氏に後者はモーロー氏に提出し其翻譯の渡さるるを待つたのである。それは昭和二十一年二月十一、二日頃である。法廷證第一八八號に「翻譯の字を一部貴方に持つて來てあげます」(記録30 同月十一日、七一九頁)又「此事は總て届けて置いた紙に書かれています」(記録30 二月十三日)とあるはその時の約束の事であらう。併し終に其交付なく不安の間に訊問は繼續されたが余は一應書類にて提出してあるから氣にもしなかつた。唯本格に尋ねらるる時を待つたのである。裁判開始後辯護人を逐つて漸く其一部の交附を受け訊問書が書證として檢事側より提出された時、此事は一應簡單に法廷に具情したが十分に徹底しては居なかつた。此に記情して居る。其後も機會ある毎に辯護人より法廷に具陳し辯護團段階の一般部門にて其一端を書證として提出したが個人段階の時といふので受



理されなかつた（記録） 頁一即ち檢事提出の訊問書と此提出書類とは不可分のものであらねばならぬものである。最も此書類の中にも檢事との問答の行遣等より多少の修正すべき箇所がある。

(3)従つて所謂口述書は其内容に幾多の重大なる誤謬があり、殆ど日本文としての體裁をなさない時もある。今一見最も明瞭なるもの若干を指摘すれば左の通りである

一 滿洲事變に余が東四省占領計畫を立てたりとの事（法廷證 188 A B C 併し C はまだ多少判るが意味が徹底しない）は大に事實と異なる訊問の時日と、筆答と A B C の三證を對證すれば明瞭である當時の経緯は本供述書にて明にしてあり既に立證され、又今後の立證で明かすならう

二 樞密院が政策決定を爲す機に解さるる點は常識よりも明である如く誤りである

三 陸軍大臣が參謀總長に命令して出兵せしめた機に解さるる點も公知の如く明かなる誤謬である

四 大藏内閣對滿方針骨子決定は十二月十七日ではない其後である。これは檢事より事實處理緊急支出公債發行の樞府本會議が十二月十七日なりと云はれたより來れる錯誤である

五 事務處理の原則を述べたのと現實とを混同しある點も明に通譯の不備からである。書類の有無、但存、閱讀の原則、參議の出席義務等これである



六、滿洲主權<sup>の</sup>所在が中國にありさしある事、地圖上の概念は然らんも實際は然らず、此點既に公知の事であるに答へたのである

七、滿洲獨立宣言及承認に余が指示した如く解さるる記述は大なる誤謬である

真相は本供述書其他證據にて明かにされてある

八、閣僚の責任、外相の聲明、支那事變の責任者、參議就任の經緯等の問答は言語が其一部分しか認められて居らぬ爲、眞意が捕捉されてなく誤解を招く危険がある。之等も亦他の書證證人によりて明にされてある

九、兵力出動の統帥部は政府との權限も十分に云ひ現はされて居らない。これも普通の交渉の場合を一例として述べたので之れが根本の權能を述べたものでない<sup>よ</sup>戰鬥開始された場合及統帥部が國防上必要とした時は帷帳<sup>帷帳</sup>上奏も出来るので一概に總べて政府の同意がなければ出動は出来ないとは云ひ得ないのであります

(二) 其他の書證若干に就て

a 映畫「非常時日本」

「非常時日本」は大坂毎日新聞社の懇請により「非常時」といふ事に就て演説を爲したのである。當時不幸にして國際聯盟と袂を分ちたる後にて一般に不安に満ちて居たのみならず國內の情勢は政治にも思想にも混亂して居たので余は余の理念を有するを以て之れを國民に訴へんとして其稿を作製した



其要點は第一に頽廢せる國民風俗を堅實にする事、國際間の認識を深くするに共に矯激に走らんとする民心を落つかしむる事、國防は戦争を本旨とするにあらず道義の守護である事、我軍隊は盲目的に戦のみを考へるべきでなく、道義を第一とすべき事を本旨とし強く國民の反省と教養を求めたものである

映畫作製には全然關係しなかつたが、時節柄國際間に悪影響を及ぼさざる事の注意は事務關係に於てした筈だ。第二、第三、第四、第六卷、第七卷並に第十二卷に全般の趣旨を明かにしてある

此外に「非常時」といふ題目で他の書證の示す所と對照すれば一層明瞭なる即ち昭和八年夏の新聞に「非常時日本」の大切な所は「他を排するな罵るな、だがむるな、内に玉を磨け」(辯護圖書證 號)と説き又小國民にも「非常時」の心がけとして「自己許りよければでは駄目、平和と福祉の爲め協同援助する事、他の悪い所を見ぬ、廣き裕な心を持つ事、世界の平和もお互の幸福も斯様にして來る。外國人にも親切、外國の幸福をも考へ、世界に平和人類の道を教へよう」(辯護圖書證 號)と等「非常時」に就ては何れも同一趣旨で述べて居る

本映畫は國及び軍の本質を主題として居り同一の事を述べたので世界と共に平和を企及する意志も表明してある。細部の點は映畫技術より俗受けす



る様なものもあり余の趣旨の徹底せぬ所もあるが、全般的に特異な批判すべき所も害もなきものと認められた。観覧者からも何の尖鋭な話も聞かなかつた。

○ 文部大臣時代の文部時報記事、訓示、及放送は文部省の一般行事にして特別に事變に關して述べたものでなく檢事書證として朗讀された様な字句は事變中であるから一般に使用せられたもので特異のものでない。而して各文の趣旨とせる所は後段に明かにされ全般を通讀すれば何人にも理解出来る。全般を通讀し、事變を煽るさか侵略を奨励するさかいふ様な意味はなきものと認めて居た。



昭和二十二年（一九四七年）八月十五日於

供述者 荒木貞大

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ説明シ

マス

同日 於

立會人 菅原 裕



宣誓書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

誓フ

(署名捺印)

荒木貞大



Def. Doc. #2488 (Additional Page).  
Add this page to the end of ARAKI's Affidavit.

荒木供述書の最終に追加

以上述べた所により明かなる如く過去の如何なる時に於ても檢察側の訴追する如き事項を爲す爲めに人と相談し或は私自身爲したことはありませぬ。

寧ろ私は戦争を回避し以て今日日本が直面する如き悲境に立ち到らざる爲めに出來るだけの努力を致したのであります。